

銚子市リゾート地域大型建築物取扱指針

(目的)

第1条 この指針は、銚子市リゾート地域大型建築物指導要綱に基づき指導に必要な細目を定めるものとする。

(細目)

第2条 要綱の取扱を次のとおり定める。

- (1) 建築面積は建築基準法による棟別の面積とする。ただし、棟別の建築面積が1,000平方メートル未満であっても、同時に施工する建築物がある場合で、建築面積の合計が1,000平方メートルを超えるものは適用対象とする。なお、高さは建築基準法施行令の規定による。
- (2) 増築における建築面積は400平方メートルを超える場合適用するものとする。ただし、増築後の建築面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は適用対象外とする。
- (3) 建築物の外観、色彩等については、周辺の景観と調和させるものとする。
- (4) 周辺建物及び耕作地等に対して、なるべく日影時間を少なくするよう十分配慮し、紛争を生じないように努めなければならない。
- (5) 電波障害については、障害の改善に対する誓約書を市長に提出すると共に、7階以上の場合には事前調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 駐車場は、適正な台数を算出し、そのスペース（敷地周辺を含む）を確保するものとする。
- (7) 道路の幅員については、原則として次のとおり確保するものとする。

共同住宅	20戸まで	4メートル以上
共同住宅	21戸～40戸まで	5メートル以上
共同住宅	40戸を超える	6メートル以上
敷地からの取付道路、通路		上記に準じる

第3条 次の様式については、別紙のとおりとする。

- (1) 事業計画概要書
様式第5号（大型建築物事前協議書添付図書）
- (2) 事業計画の経緯
様式第6号（大型建築物事前協議書添付図書）
- (3) 大型建築物に係る説明会の開催及び標識の設置について
様式第7号
- (4) この土地に建設予定の についてのお知らせ
様式第8号
- (5) 大型建築物に関する事業計画の概要の公開について
様式第9号
- (6) 大型建築物に関する公開図書
様式第10号
- (7) 大型建築物に関する勧告書（事業者への勧告）
様式第11号
- (8) 大型建築物に関する勧告書の送付の件について（市民公表）
様式第12号

附 則

この指針は、平成2年9月28日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年6月1日から施行する。